

令和4年度

京都府包括外部監査報告書

【概要版】

監査テーマ

「府税事務所等のあり方について」

令和5年3月

京都府包括外部監査人

公認会計士 人見 敏之

# 京都府包括外部監査の結果及び意見の概要

## 1. テーマ選定理由

平成 11 年度の外部監査制度導入から 20 年以上経過してきている中、これまでに実施された包括外部監査において、監査人からの指摘事項に対して「未措置」のものが一定数残っている状況である。これらの事項について改めて状況を確認することは、今後の府政運営にとって有意義であると考えた。

中でも、平成 17 年度に実施された府税の賦課徴収に関する事務の執行についての包括外部監査での指摘事項のうち、滞納整理業務に関しては、市町村と共同で実施する組織である京都地方税機構を設立する等、円滑かつ効率的な賦課徴収事務を推進されてきているところではあるが、3 府税事務所の統合については、目立って進展しているようには見受けられない。

また、府税の賦課徴収の状況に関しては、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の適用等により減収となった後、令和 3 年度の府税収入は増加（令和 2 年度比 110.6%、約 279 億円増）しているものの、府税収入の確保のためには、より効率的かつ効果的な賦課徴収業務の推進及び更なる徴収コストの削減が求められている。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人と人との接触機会の低減等が求められ、納税者の生活スタイルとして定着していることを踏まえると、デジタル化の推進により来所不要となる環境の整備等、より一層、納税者の利便性向上の取組を推進していく必要がある。

こうした状況の中で、昨今の厳しい行財政状況を踏まえると、自主財源の確保という観点から府税収入は非常に重要であることから、今回、改めて税務部門について着目した。

このため、京都府の税務行政の現状や課題等を分析し、納税者の利便性向上及び府税の徴収コスト削減の観点から、今後のあり方について検証することは、これまでの課題解決に加え、今後の府税事務所等のあり方を考える上でも有意義と考え、本テーマを選定した。

## 2. 外部監査の方法（監査の要点）

府税事務所等のあり方について、法令遵守、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、特に以下の点に留意して監査を実施した。

- ・ 財務事務の合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から合理的かつ適正に対応できているか。
- ・ 納税者の利便性向上及び府税の徴収コスト削減の観点から合理的かつ適正に対応できているか。

事務の状況を確認するため、各府税事務所等へ赴き、施設の状況や運営状況を把握するとともに、質問等により現地における事務の状況について確認を行い、問題点の検出等に努めた。なお、府税事務の一部を京都地方税機構に移管しているため、必要に応じて同機構の協力を求める形で監査を実施した。

## 3. 監査対象

- ・ 総務部税務課（以下「本庁税務課」という。）
- ・ 各府税事務所及び自動車税管理事務所並びに広域振興局税務課及び府税出張所

## 4. 指摘事項及び意見

### 4.1. 指摘事項及び意見の件数

指摘事項及び意見は以下のとおりとした。

監査対象	指摘事項	意見
(1) 府税の状況		
①個人府民税	—	2
②個人事業税	—	5
③自動車税	1	2
④不動産取得税	—	3
⑤法人府民税・法人事業税	1	3
⑥徴収・滞納整理	—	1
⑦徴税に要する費用	3	2
⑧府税関連の情報システム	3	—
⑨課税客体の捕捉	—	2
⑩人事の状況	—	2
(2) 府税事務所のあり方	1	2
合計	9	24

## 4.2. 指摘事項及び意見の内容（本編報告書より引用）

### (1) 府税の状況

#### ① 個人府民税

個人府民税の徴収率(令和3年度)は、現年課税が全国最下位、滞納繰越が全国1位である。

【意見1】	特別徴収率の更なる向上	報告書 3.1.6(2)
会社等の事業主が個人に代わって住民税を納付する特別徴収は、より確実に税を徴収することが可能であり、京都府の事務も正確かつ効率的な実施が可能となる。京都府の特別徴収の実施率は全国平均より低く、まだ改善の余地はあると思料する。更なる特別徴収の徹底への取組が期待される。		

【意見2】	現年課税徴収率の向上に向けた取組	3.1.7(3)
個人府民税の賦課徴収は、地方税法の定めにより、市町村で行うこととされている。そのため、京都府は府民の住民税に関する納税義務者の個々の所得情報を持っていないことは理解できる。 しかし、徴収率を上げていくためには、京都府としても、特に高額、徴収困難な案件については積極的に関与し、滞納が長期化する前に解決策を模索していくことも重要であると考えます。 個人府民税の現年課税徴収率が全国最下位ということは、同時に府内市町村の個人市町村民税の現年課税徴収率も全国最下位水準にあると推定される。このため、京都府においても、京都地方税機構及び京都市との情報の共有化、意見の交換、協議の機会を充実し、徴収率向上のための連携を図っていくことが望まれる。		

#### ② 個人事業税

【意見3】	納税通知書の返戻管理	3.2.2(5)
納税通知書の返戻件数を把握していない事務所があった。返戻された通知書をベースに現地調査等を行い、所在地の発見に努めるのであれば、返戻件数も各事務所において把握すべきデータであると思料する。各事務所における管理手法の統一化が望まれる。		

【意見 4】	過去の誤謬事例等の共有	3. 2. 2(6)
<p>個人事業税は、短期間に大量の課税事務を行うことから、誤入力や誤謬調定等を防止するため、過去の誤謬事例等を共有化して研修の材料とすることが、将来の適正課税に資すると思料する。</p>		

【意見 5】	税理士会との連携	3. 2. 3(2)
<p>個人事業主の確定申告においては、一定の割合で税理士が関与している。税理士は税の専門家であるが、地方税は税理士試験の必須科目にないこともあり、国税に比べると制度に通じていない税理士も若干存在すると思われる。税理士が雇用する補助者については尚更である。税理士会の会報に制度や修正決定事例を掲載したり、確定申告時研修へ講師を派遣するなどの手法を検討されたい。</p> <p>複雑で余り知られていない個人事業税の制度については、まずは税理士への啓発が有効ではないかと思料するため、顧問税理士を通じて事業者への周知徹底が望まれる。</p>		

【意見 6】	開廃業届の閲覧に向けた要望	3. 2. 3(3)
<p>所得税では個人が生存する限り暦年単位で控除額が適用されるが、個人事業税の290万円事業主控除は月割りであるため、適正な課税を実現するには、個人事業主の開廃業日を確認する必要がある。現在のところ開廃業届は都道府県が税務署から提供される書類に含まれていないため、多種多様な方法で独自に調査しなければならない状態である。</p> <p>国が定めた地方税法に基づく適正課税を遂行するには、当然に閲覧できるべきものと考えられるため、京都府は他の都道府県とも連携して、税務署に提出された開廃業届を閲覧できるよう、制度改正を要望されたい。</p>		

個人事業税は法定 70 業種を営む個人事業主に課されるが、業種によって税率が異なる。近年はフリーランスや YouTuber など個人の就業形態が多様化・複雑化している。

【意見 7】	個人事業税の判定について	3. 2. 6
<p>個人事業税の事業性の判断や業種判定は複雑で、かつ近年のビジネスの多様化の</p>		

中で、判断が極めて難しいケースが散見されている。

事業性の判断や業種判定において、ノウハウの蓄積は当然のこと、総務省や他都道府県と積極的に情報共有を行い、国への提言等も含めて積極的な対応を検討されたい。

監査人の私見では、個人の事業形態は、税制制定時に想定されていなかった範囲まで多様化しており、課税の公平性という点でかえって弊害をもたらし、更に課税主体である都道府県の事務に混乱を生じせしめている。現下の社会では、原則全ての事業主を課税対象とし、一部政策的に非課税事業を設定しつつ、所得額の多寡に応じて段階的に税を負担させる方法が望ましいと考える。

### ③ 自動車税

<b>【意見 8】</b>	府税の納税地情報と車両登録情報の連携	3. 3. 4(3)
住所を移した納税者が市役所等へ転入・転出届を提出した後、運輸支局への届出が網羅的になされる仕組が整備されていないため、京都府として課税漏れ又は対象外の課税を行っている可能性がある。		
ナンバープレートの再発行まで求めると現実的でなく、現状では自治体間でのプラスマイナスはやむを得ないと考えられているが、適切な課税を実現するために、更なる取組が求められる。		

<b>【意見 9】</b>	自動車税事務の更なる電子化の推進	3. 3. 5(4)
自動車税の事務処理において使用又は発行する書類 37 種類のうち、現在電子化されているものは 3 種類しかない。紙ベースの事務は OCR で読み取ることで事務作業を軽減しているが、OSS の普及や税務システム等標準化の流れと費用対効果を見据えつつ、効果的な電子化によって、更なる業務の効率化を検討されたい。		

京都府の自動車税の徴収率は、過去 5 年間で全国 46 位(H29), 47 位(H30), 46 位(R元), 46 位(R 2), 46 位(R 3)と最下位水準にある。

<b>【指摘事項 1】</b>	自動車税(種別割)の徴収率向上	3. 3. 7(3)
京都府の自動車税(種別割)の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下		

位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。

#### ④ 不動産取得税

不動産取得税は土地や家屋を取得したときに課され、不動産の価格が課税標準となる。所有権の移転による承継取得では既に不動産評価が実施済みであるが、新たな建築等による原始取得では不動産を評価する必要がある。固定資産税を課する市町村も評価する必要があるため、大規模非木造家屋は京都府が、それ以外の家屋は市町村が評価を行うという事務の分担を行い、評価結果を相互に通知している。

【意見 10】	複雑な家屋評価への対応	3.4.3(2)
<p>不動産取得税の家屋評価には建築や設備に関する専門知識が必要だが、経験年数の浅い職員が増えて、知識・ノウハウの蓄積が行われにくい状況にある。家屋評価の算定方法はルール化されているものの、細かな判断は経験による部分があるところ、地理的に離れた事務所ごとに評価が行われるため、各事務所においてノウハウや知識の集約がされにくい状況である。</p> <p>人事異動の全庁的な方針はあろうが、例えば、人事課に対して過年度経験者の再着任や嘱託職員の増員を要請するほか、京都府全域を統括する家屋評価の専門部署を立ち上げるなどにより、評価方法の統一やノウハウの蓄積を行える体制構築を検討されたい。</p>		

【意見 11】	市町村提供データへの対応	3.4.3(3)
<p>不動産取得税の算定と課税に当たり、市町村から提供される固定資産データの形態や項目が様々であるため、各事務所での府税システムへの入力方法が統一されていない。</p> <p>現在、令和7年度にかけて市町村のシステムの標準化が進められているが、それまで何もしないというわけではなく、例えば、市町村から CSV 形式での資料提供を受け、表計算ソフトの数式で組み替えるなど、所要の変換を経て業務負担を軽くした上で府税システムへ取り込むべきと考える。</p>		

【意見 12】	不動産評価の共同化	3. 4. 6
<p>京都府の不動産取得税における不動産評価は、府内市町村の固定資産税における不動産評価と協議分担することで事務の重複を回避しているが、基本的に同一の事務であるため、共同化することができれば事務のレベルアップや効率化が期待できる。</p> <p>仮に評価の共同化が実現すれば、丈量における情報連携の問題も一気に解決する。全国を見ても先進的な取組を実現させてきた京都府に、税システム標準化の流れを契機として、更なる歴史的な改革を期待したい。</p>		

### ⑤ 法人府民税・法人事業税

法人二税（法人府民税・法人事業税）の事務は京都地方税機構に移管されている。

【意見 13】	手入力作業合理化の検討	4. 6. 1(3)
<p>法人二税の紙の申告書のデータ手入力作業に係る時間は外部委託業者へ支払う委託料に影響を及ぼす事柄である。</p> <p>デジタル技術を活用することにより、現在委託している手入力作業を省力化・自動化することができれば、外部委託業務の削減につながり、結果として委託業者へ支払う委託料の削減にも貢献することとなる。</p> <p>課税に必要な資料調査をこれまでどおり実施しつつ、かつ、合理化するために、大量かつ定型的な業務に対する投下時間の把握及びデジタル技術の活用による省力化・自動化の検討を期待したい。</p>		

【意見 14】	外形標準課税法人の調査件数の確保	4. 6. 2(2)
<p>外形標準課税法人について、令和3年度の調査法人30社のうち、20社（66.7%）が、何らかの非違事項を指摘される状況となっている。</p> <p>その一方で、平成29年には年間60社（対象法人数の18.2%）となっていた調査法人数については、令和元年度には調査件数が年間30社（同9.1%）と半減しており、以降も令和2年度は年間20社、令和3年度は年間30社にとどまっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない事情があるものの、非違割合が高い状況となっている点、外形標準課税法人については法人の事業規模が大きく増差税額についても多額となり得る点及び地方税法第17条の5により、地方税の賦課権が原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによ</p>		



て除斥期間により消滅する点を鑑みると、実効性のある調査のあり方を検討しつつ、対象法人数の2割程度、年間60社程度の調査件数を確保する必要があると考える。

【意見15】	収入課税法人の調査方法の開発	4.6.3(2)
<p>売電事業に係る収入割の申告が必要な場合、課税所得が赤字であっても納税が発生する。そのため、既設法人が大規模な売電事業を開始し、かつ、赤字決算に至っている場合において、当該法人が誤って所得割課税のみで申告しているときは、本来、納められるべき法人事業税が脱漏してしまうことになる。</p> <p>太陽光発電に係る売電事業の普及に伴い、収入割にて申告すべき法人数は確実に増加している状況にあるので、既存法人の売電事業の開始を個別に捕捉する方法を開発し、適正な課税事務の執行を担保する必要がある。</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイトには、京都府内において売電できる事業者一覧として21社が登録・公表されている。慎重な対応が必要となるであろうが、例えばこれらの法人から売電事業者に関する情報提供を受ける方法を検討するなど、適正な課税の実現に向け新たな調査方法を開発されたい。</p>		

【指摘事項2】	法人課税事務処理要領の不備	4.6.4(2)
<p>本庁税務課自身が京都府税収確保プランにおいて、人材育成面で課題を抱えており、今後ベテラン職員の個々の専門知識やスキルの継承不足が加速度的に進むことで正確な税業務の遂行が困難となるおそれがある、とまで言及している一方で、職員が正確な税業務を遂行するための拠り所となるべき事務処理要領に不備があり、長期間にわたり改訂されていない。</p> <p>課税事務については毎年実施される税制改正に的確かつ均一に対応する必要がある点を踏まえると、都度の研修だけではなく、事務処理要領の見直し作業は必須と言える。法人課税事務処理要領については定期的なスケジュールを立てて改訂し、適正な課税実務の執行及びベテラン職員の専門知識やスキルの継承にも役立つものとするべきである。</p>		

## ⑥ 徴収・滞納整理

滞納された税の徴収や滞納整理に関する事務も京都地方税機構に移管されており、市町村で滞納となって移管された税や国民健康保険料(税)と一体的に徴収している。

【意見 16】	不納欠損処理に至る経緯の確認	5.4(2)
<p>府税の徴収が不能となった不納欠損処理の決定権限は京都府にあるというものの、不納欠損に至るまでの滞納処分の執行停止等業務は、京都地方税機構に移管されている。京都地方税機構は単なる委託先ではなく、京都府の事務の一部を規約により当然に執行する機関であり、構成団体である京都府としては京都地方税機構の監査委員を通じた監査による監視・監督で足りると思われるが、府税の回収を全て京都地方税機構に委ねてよい訳ではない。</p> <p>債権回収は基本的には早期対応が有効であり、機を逸したが故に十分な回収ができなくなることも起こり得る。京都地方税機構への移管前に取るべき方策を学ぶため、不納欠損に至る経緯を確認するべきと考えられる。</p>		

### ⑦ 徴税に要する費用

京都府は人口も税収も上位であるにもかかわらず、税収額 100 円当たりの徴税コストは全国でワースト 5 位である。要因の一つは、徴税吏員の一人当たり人件費が全国で 2 番目に高いことである。

【指摘事項 3】	徴税人件費の見直し	6.3(3)
<p>京都府は他の都道府県と比較して徴税コストが高く、その中でも徴税に要する 1 人当たりの人件費が非常に高い。徴収関係職員 1 人当たり税収入額で見ると、京都府は政令指定都市を有する府県の中でも下位である。</p> <p>京都府の徴税人件費の削減及び効率化は、道半ばであると言わざるを得ない。府税事務所統合の議論も踏まえ、あらゆる面から改善の余地・可能性について検討していくべきである。</p>		

【意見 17】	複数事業者からの参考見積書徴求	6.4(1)
<p>改修業務などを除く毎期継続的に発生する業務委託に関しては、5 年以上同一の相手先が受注を行っている。これらは業務を遂行できる業者が特定の 1 社に限られるため、単独随意契約による契約が行われているものである。しかし、上記契約を締結するに当たって徴求した参考見積の提出を求めたところ、当該随意契約を行っている 1 社からの見積書を入手しているのみであった。</p> <p>確かに運用するシステムを有していない業者から参考となる見積書を徴求するこ</p>		

とは困難と推察できるが、業務の内容によっては他社が見積可能な場合もあり得る。複数事業者からの参考見積入手を試み、契約金額の妥当性検討を諦めずに努められたい。

【指摘事項 4】	窓口業務の委託可能性	6.4(2)
<p>税務の窓口業務はやや定型的な内容が多く、専門的な知識を必要とする内容を除けば、委託に適している業務であると考えられ、現実に窓口業務の委託が導入されている都道府県もある。</p> <p>費用対効果を勘案し、削減効果が見込めるのであれば、窓口業務に関しては積極的に委託することを検討すべきである。</p>		

【意見 18】	京都府域全体の税務経費効率化	6.6(2)
<p>京都地方税機構の構成団体である、京都府と京都市を除く府内市町村の徴税職員数合計は、令和2年度において京都地方税機構発足前と比べて11%減少しているが、税務経費に関しては京都地方税機構発足前と比べてほぼ増減していない。</p> <p>一般的に組織を統合することで、人件費だけに限らず、例えば賃料、システム運営費、リース代、水道光熱費、消耗品等の経費も節減されるはずだが、現状はそのような効果が見受けられない。</p> <p>京都地方税機構の発足によって滞納徴収率は劇的に改善し、徴税職員数も圧縮できているため、機構発足によって大きな効果があることは事実だが、もう一步踏み込んで人件費以外の経費にも目を向け改善を行うべきである。京都府だけの問題ではないため改善は容易ではないが、府内市町村と問題意識を共有して検討されたい。</p>		

【指摘事項 5】	京都地方税機構負担金の負担割合	6.7(2)
<p>京都地方税機構が徴収している金額の各構成団体の割合につき、京都府は約2割となっている一方、京都地方税機構に支出している構成団体別の負担金では、負担金額のうち約5割が京都府の負担となっている。</p> <p>徴収額の割合と比べて、京都府の負担金の割合が著しく高いのは、発足前に府内市町村で滞納税整理が進まなかった状況を、広域自治体である京都府が支援した意味合いが強い。しかし、現在は京都府の滞納税整理がある程度進捗し、構成団体の市町村からは国民健康保険料(税)の滞納分が更に移管されつつある状況である。発足</p>		

当時では適切な分担割合であったとしても、発足から10余年が経過して、状況が変化した現在に即した負担関係を検討すべき時期ではないだろうか。

京都地方税機構の規約に関わる内容であるため、構成団体である市町村との慎重な協議が必要であるが、例えば標準化システム導入費用のような京都府が一定の責務を負う部分と、応益原則に基づく費用負担部分を区分するなど、健全かつ適切な負担関係のあり方につき検討されたい。

## ⑧ 府税関連の情報システム

京都府が府税業務に使用する主なシステムは、税務支援システム及び eLTAX に関連するサブシステムなどである。これらのシステムについては、平成24年度の包括外部監査で監査対象となっており、当時の指摘事項に対する措置状況を確認した。

【指摘事項6】	委託事業者に対する監査等の強化	7.3
<p>委託事業者に対する京都府の監査は、平成29年2月に一度実施されているが、その際の具体的手続は京都府職員によるヒアリングのみであった。しかし、ヒアリングのみでは通常、必要十分な監査とはならず、例えば関連する資料の閲覧や現地調査等の監査手続を組み合わせる必要がある。また、特権IDの利用履歴に関しては、平成26年度から契約書の仕様書別紙で提出を義務付けたにも関わらず、委託事業者から提出された利用履歴は確認できなかった。</p> <p>委託事業者に対する監査に係る監査報告書や契約書の仕様書別紙などの文書のみを整えるのではなく、監査方法や特権IDの管理方法についても十分検証するべきである。</p>		

【指摘事項7】	定期的な内容が含まれる事項への対応	7.3
<p>平成24年度包括外部監査の指摘事項であった、情報セキュリティ訓練の実施、定期的なリストアテストの実施、委託事業者による京都府規程の確認及び外部委託事業者に対する監査については、定期的実施すべき項目であるにもかかわらず、措置済となって以降の再実施が確認できなかった。</p> <p>当該指摘事項については、措置を一度実施したのみで終了とするのではなく、定期的実施する項目は再実施する際に効率的に行えるよう、過去実施時の資料を少なくとも再実施までは保管するべきである。</p>		

【指摘事項 8】	京都府パスワードポリシーの遵守	7.4
<p>eLTAX へのログイン時のパスワードがパスワードポリシーで特定個人情報を取り扱うシステムに求められる桁数未満で設定されていた。確かに「地方税共同機構情報セキュリティポリシー」ではパスワードの桁数はその設定されていた桁数が規定されているが、京都府では包括的な「京都府情報セキュリティ対策基準」を策定しており、特定個人情報を取り扱うシステムについては、別途それよりも多い桁数を求めている(同基準5(2)(ウ))。eLTAX も特定個人情報を取り扱うシステムである以上、パスワードポリシーに基づいた桁数以上で設定するべきである。</p> <p>また、税務支援システム、eLTAX とともにパスワードの文字種別が、「京都府情報セキュリティ対策基準」(5(2)(ウ))に規定されているとおりにないことから望ましい状況ではない。</p> <p>可能な限りシステムで制限をかけるべきであるが、システムでの制限が不可能な場合であっても、当該パスワードポリシーを周知徹底することが必要である。</p>		

### ⑨ 課税客体の捕捉

【意見 19】	京都地方税機構が行う府税事務の把握	8.3(3)
<p>法人二税の事務は京都地方税機構が処理するため、本庁税務課は法人二税の事務処理にはほとんど関知していない。事務処理を含む府税に関する一義的な説明責任は本庁税務課が担うため、一定の事務の状況は税務課に報告される、又は閲覧可能な体制であることが望ましい。</p>		

【意見 20】	個人事業税の課税客体捕捉	8.4(2)
<p>個人事業税の課税漏れ捕捉については、システムで業種等の条件設定後、可能性のある事業者を全てリストアップし、担当者が手作業で振り分ける方法に拠っている。大量のリストを手作業で振り分ける以上、誤る可能性もある為、過年度の課税状況と比較できる「課税漏れ参考リスト」を出力し、再度課税漏れが無いかの再チェックを行うことへは網羅性を確保するために非常に有効な手続であると考えられる。</p> <p>しかし、「課税漏れ参考リスト」の活用方法及び設定金額については各府税事務所等に任されており、どの程度の粒度で使用されているか、そもそも活用されているかどうかについても、不明な状況である。</p>		

各府税事務所等ごとに事情が違うにしても、例えば各府税事務所等ごとに最低所得金額を定めるなどして、レベルを統一するべきである。また活用自体も運用ルールとして定め、各府税事務所等で確実に実施されたい。

## ⑩ 人事の状況

【意見 21】	税務職員の年齢構成について	9.3
<p>税務職員全体の平均年齢は 48.4 歳であり、全府行政職職員平均である 41.3 歳と比較して高くなっている。この点に関しては、税務職員には相当な知識と経験が求められることとなることから、ある程度はやむを得ない状況と考えられる。しかし、平成 17 年度の全府行政職職員平均年齢は 43.1 歳に対して、今回は 41.3 歳であり若干の若返りが計られているのに対し、税務職員合計の平均年齢は、平成 17 年度は 46.7 歳に対して今回は 48.4 歳であり、高齢化が進んでいる状況といえる。</p> <p>そのような状況の中、税務職員全体の 60.7% が 51 歳以上であり、今後 15 年で、税務職員の約 60% が交代を迫られるという状況であるため、これまでに培われた課税から徴収までの幅広い分野で知識と経験が適切に引き継がれていくように、税務職員全体の年齢構成・割合について、将来 15 年間の目標値を設定しながら、計画的に若返りを図っていくことで、長期にわたり持続可能な体制を構築していくことが求められる。</p>		

【意見 22】	本庁税務課以外税務関連部局の定数削減の検討	9.6
<p>本庁税務課以外では、府税事務所は月当たり平均 0.4 時間、振興局税務課では 2.2 時間、京都地方税機構では 1.9 時間と、ほとんど残業が発生しておらず、残業が発生していた場合も、多くは新型コロナウイルス感染症対策のスポット対応によるものであった。府税事務所等の残業時間と比較して本庁税務課の残業時間が突出して長くなっている点を踏まえると、更なる業務の平準化及び人員削減の余地・可能性があるのでないだろうか。</p> <p>確かに、府税事務所等については、税務支援システムの稼働時間や窓口対応時間が限られていることから、時間外勤務が発生しにくい傾向にあることは理解できるが、業務の外部委託やデジタル化の推進による来所不要環境の整備等により、また、今回の府税統合の議論を踏まえ、あらゆる面から、人員削減の余地・可能性について検討していくことが求められる。</p>		

## (2) 府税事務所のあり方

平成 17 年度の包括外部監査においては、京都市内にある 3 府税事務所の距離的近接性と、少なくない年間賃借料の発生が経済的・効率的でなく、1ヶ所に集約して賃借料を削減すべきと指摘した。京都府は指摘事項の合理性は認識していたが、京都地方税機構の設立及び市町村との税業務共同化の拡大を優先した。

現在においては電子申告(eLTAX)の普及により、来庁による書面提出が激減し、コンビニ決済や電子決済の進展により、窓口収納件数も減少している。来庁者の主な目的の一つである納税証明書の交付は、府税事務所外でも発行可能な時代となっている。

統合の方向性としては、自動車税管理事務所の窓口と受付センターを所在地の運輸支局敷地内に残しつつ、3府税事務所及び自動車税管理事務所を1組織・1事務所に統合することが合理的であると考ええる。

<b>【指摘事項 9】</b>	統合案の迅速な実行に向けた検討の開始	3.3(4)
府税事務所の統合は、3府税事務所と自動車税管理事務所の体制を大きく変え得るものであり、京都地方税機構とも調整協力することで、大きなコスト削減効果をもたらすことが可能と見込まれるため、統合案の検討を急がれたい。		
統合案のコスト削減効果を高めるためには、業務の ICT 化推進、資料の外部保管、サテライト施設の運用開始、機構の集約化など様々な方策が考えられる。地方税システムの標準化など環境激変の時期こそ、税務コスト削減の可能性を追求されたい。		

監査人が検討した結果では、デジタル化の推進による職員数の削減を前提として、統合府税事務所は現在の京都南府税事務所に集約する案が考えられる。それに伴い京都地方税機構 3 地方事務所は現在の京都西府税事務所に集約する案が考えられる。統合試算では年間約 48 百万円のコスト削減効果があると計算された。

書類の外部保管や、納税証明書の発行等を小規模のサテライト施設（京都市の証明書発行コーナーへの委託も含む。）で対応できれば、更なる集約化が見込まれ、最大約 57 百万円のコスト削減も可能と試算した。

<b>【意見 23】</b>	書類の外部保管の検討	3.3(1)
事務所統合の検討においては、賃借面積を小さくすることができれば、賃料も安		

くなる。完了案件資料の外部保管により、賃借面積の抑制を検討すべきである。ICT化の推進によるペーパーレス化と併せ、税務コスト削減の可能性を追求されたい。

【意見 24】 京都市との事務共同化に向けた呼び掛け

3.4(2)

京都地方税機構の稼働と共同化範囲の拡大によって、京都市を除く府内市町村では課税事務の効率化が図られたが、府民の過半が居住する京都市域においては従前のままであることから、京都市域に居住する府民にとっては行政サービス効率化の恩恵が享受できていない。

政令指定都市である京都市との事務共同化は、これまでの府内市町村より更に高いハードルが想定されるが、京都府が稼働させた京都地方税機構の理念や意義は京都市にも通ずると期待する。加盟済みの市町村や納税者の声も参考にされ、引き続き、あらゆる機会を捉えて呼びかけを行い、更なる歴史的な変革を実現されたい。

以 上